

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障４経費その他社会保障施策 に要する経費（令和６年度決算）

平成26年4月1日から消費税率(国・地方)が5%から8%、令和元年10月1日から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 43,812 千円

【歳出】 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 483,352 千円

＜社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費＞ (単位:千円)

大区分	小区分	令和6年度 決算	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国道支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉費	199,648	136,721			9,617	53,310
	高齢者福祉費	105,409	4,531		3,600	14,867	82,411
	児童福祉総務費	13,776	3,999	5,800	480	535	2,962
	児童措置費	31,774	27,733			618	3,423
	保育所費	66,130	2,951		2,314	9,302	51,563
	小計	416,737	175,935	5,800	6,394	34,939	193,669
保健衛生	保健総務費	41,883	5			6,400	35,478
	健康推進費	24,732	1,490		7,063	2,473	13,706
	小計	66,615	1,495	0	7,063	8,873	49,184
合 計		483,352	177,430	5,800	13,457	43,812	242,853

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。